

行 政 報 告

(令和 6 年第 7 回臨時会)

(報告事項)

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

令和 6 年 1 0 月 1 8 日

行政報告（令和6年第7回臨時会）

令和6年第7回厚真町議会臨時会にあたり、高病原性鳥インフルエンザの発生状況についてご報告申し上げます。

（高病原性鳥インフルエンザの発生状況について）

10月17日に町内の農場（令和4年10月に鳥インフルエンザ確認）において、今季で全国初となる家きんの高病原性鳥インフルエンザが発生しました。同日、北海道の高病原性鳥インフルエンザ対策本部が設置され、家畜伝染病予防法に基づき、同日より北海道職員1日173人体制及び24時間体制で殺処分が始まりました。同時に移動制限区域（発生農場から半径3km以内）及び搬出制限区域（半径3kmから10km以内）が設定されました。

防疫措置の実施にあたり、厚真町としては、北海道の対策本部の後方支援を実施しております。防疫資材の搬入支援、4カ所の車両消毒ポイントのうち3カ所の防疫作業には、これまで町職員20名が従事しています。

当該農場が飼養していた肉用鶏は19,781羽であり、10月18日午前7時時点で殺処分を終えたところです。

今後の流れとしては、埋却及び鶏舎の清掃・消毒を終了し防疫措置が完了します。防疫措置完了後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認された場合に搬出制限区域が解除されます。移動制限区域については、防疫措置完了後21日経過後に解除されます。

町といたしましては、今後とも北海道と連携を密にしながら、基本的な防疫対策を徹底してまいります。

以上、ご報告申し上げます。